

定 款

(令和2年6月25日変更)

商号 株式会社 誠建設工業

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社誠建設工業と称し、英文ではMakoto Construction CO,Ltd と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築工事業。
- (2) 不動産の売買、仲介、賃貸および管理。
- (3) 建築士事務所の経営。
- (4) 土木工事業。
- (5) 上記各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集

新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社
に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその
他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録
する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、
計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に
係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利
用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと
みなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以
内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別
して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決
権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を
もって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年
以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会
の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する
事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選
任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員
である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故あるときは取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役

会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（常勤の監査等委員）

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第7章 計 算

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに
その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または
記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を
行う。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当
該定時株主総会において再任されたものとする。

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1
年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事
項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の
決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすること
ができる。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過し
てもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。